## 施設の管理表

条例別表第2(第6条関係)

入浴者の衛生のため必要な施設の管理等に関する措置の基準

- (1) 施設の衛生管理を行うための<mark>管理要領書</mark>及び<mark>点検記録表</mark>により、従業者による施設の衛生管理を徹底するととも に、点検の結果を点検の日から3年間保管すること。
- (2) 浴室、浴槽及びこれらの附帯設備並びに浴槽水その他施設で使用する湯水(以下「浴室等」という。)について、 次に掲げる責務を有する<mark>浴室等衛生管理責任者</mark>を置くこと。
  - ア 浴室等の衛生管理を行うこと。
  - イ 保健所の長が指示する衛生講習会を受講すること。
  - ウ 浴室等の衛生管理について改善すべき事項を発見した場合は、その旨を速やかに営業者に進言すること。
- (3) 施設の利用者等にレジオネラ症の患者又はその疑いのある者が発生した場合は、直ちにその旨を施設の所在地を管轄する保健所の長に連絡し、その指示に従うこと。